



方法意見書

都市高速鉄道名古屋鉄道名古屋本線（桜駅～本星崎駅間連続立体交差）環境影響評価方法書についてのも名古屋市環境影響評価条例第13条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

令和2年3月26日

名古屋市長 河村 たかし

都市高速鉄道名古屋鉄道名古屋本線（桜駅～本星崎駅間連続立体交差）に係る環境影響評価の実施にあたっては、当該事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に記載されている内容及び以下の事項を踏まえて、適切に対応することが必要です。

1 対象事業の目的及び内容に関する事項

- (1) 仮線の位置等の計画については、方法書には示されていないが、方法書説明会において明らかにしている。したがって、仮線及び側道の計画並びに計画策定の経緯を示すこと。
- (2) 方法書では、基礎工事に係る工事の手法が明らかにされておらず、工事の手法によっては、軟弱地盤帯が分布する地域における地盤への影響が考えられる。したがって、地盤調査結果を踏まえて工事計画を策定するとともに、基礎工事を含む工事計画を示すこと。
- (3) 事業予定地及びその周辺には桜神明社古墳等の周知の埋蔵文化財包蔵地が存在していることから、事業計画及び工事計画の検討にあたっては、文化財への影響を回避・低減するために関係機関と十分に調整するとともに、適切な措置を検討すること。
- (4) 仮線時は、踏切の横断距離が長くなる状態が、長期間続くことが想定されることから、工事計画の検討にあたっては、歩行者等の安全の確保に配慮すること。

2 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価に関する事項

(1) 全般的事項

仮線の位置やその改変範囲等によっては、事業予定地沿線の重要な緑地の消失及び文化財の滅失等のおそれがある。したがって、重要な緑地及び文化財等への影響について適切に調査、予測及び評価を実施するとともに、環境の保全のための措置を検討すること。

(2) 植物、動物及び生態系

方法書における植物、動物及び生態系の現地調査場所は、事業予定地周辺としており、具体的に示されていない。したがって、現地調査場所の詳細を明らかにするとともに、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

3 その他

(1) 住民等から寄せられた意見について十分な検討を行うとともに、今後とも住民意見の把握に努めること。

(2) 今後の環境影響評価図書の作成にあたっては、図表の活用や用語解説の記載等により、市民に十分理解される分かりやすい表現となるよう努めること。